

## 差 押 債 権 目 録

金 円

債務者（ ）勤務）が、第三債務者から支給される、本処分送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

## 記

- 1 給料（基本給と諸手当。ただし、通勤手当を除く。）から所得税，住民税，社会保険料を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が月額44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）
- 2 賞与から1と同じ税金等を控除した残額の4分の1（ただし，上記残額が44万円を超えるときは，その残額から33万円を控除した金額）

なお，1及び2により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の4分の1にして，1及び2と合計して頭書金額に満つるまで。